明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（**総務**五三）　二
○地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（**同**五四）　二
○旅券法施行規則の一部を改正する省令（**外務**一二）　三
〔告　示〕
○電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件（**金融庁**六〇）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**一三）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人氏名の変更の登録をした者を公告する件（**同**一四）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**一五）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（**同**一六）　三
○日本国に帰化を許可する件（**法務**一三七）　三
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（**同**一三八、一三九）　四
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（**財務**一四四）　五
○保安林の指定を解除する件（**農林水産**一〇二〇～一〇三五）　五
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件（**農林水産・経済産業・環境**二）　六
○温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する告示の全部改正について（**経済産業・環境**五）　七
○発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明に係る変更の届出の件（**原子力規制委**四、五）　八
○道路に関する件（**関東地方整備局**一八五）　八
〔国会事項〕　八
〔人事異動〕
内閣　宮内庁　法務省　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格
（厚生労働省・経済産業省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、社会保険労務士懲戒処分、国営迫川上流土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）計画関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　二五

省　令

○総務省令第五十三号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十八条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十七日

総務大臣　松本　剛明

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（療養の現状等に関する報告） **第三十五条の二**　［略］ 2　［略］ 3　前二項に規定する者は、これらの項の規定にかかわらず、基金が療養の現状等に関する報告書を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百一条第二号に規定する事務に利用しない場合には、個人番号の記載を要しないものとする。 （届出） **第三十七条**　［略］ 2・3　［略］ 4　前項の規定にかかわらず、第一項第一号若しくは第四号（法第三十四条第一項第一号から第四号まで及び第六号並びに第三十三条第四項第二号に該当するに至つた場合を除く。）又は第二項の届出をする場合であつて、基金が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該届出に係る同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報の提供を受けることにより、当該届出に係る事実を確認することができるときは、前項に規定するその事実を証明することができる書類を提出することを要しない。	（療養の現状等に関する報告） **第三十五条の二**　［同上］ 2　［同上］ 3　前二項に規定する者は、これらの項の規定にかかわらず、基金が療養の現状等に関する報告書を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第三十九条の三第二号に規定する事務に利用しない場合には、個人番号の記載を要しないものとする。 （届出） **第三十七条**　［同上］ 2・3　［同上］ 4　前項の規定にかかわらず、第一項第一号若しくは第四号（法第三十四条第一項第一号から第四号まで及び第六号並びに第三十三条第四項第二号に該当するに至つた場合を除く。）又は第二項の届出をする場合であつて、基金が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該届出に係る同条に規定する機構保存本人確認情報の提供を受けることにより、当該届出に係る事実を確認することができるときは、前項に規定するその事実を証明することができる書類を提出することを要しない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第五十四号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の三十三第一項第二号及び第三号の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十七日

総務大臣　松本　剛明

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務） **第二条の十**　［略］ 2　法第百四十四条の三十三第一項第二号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 ［一・二　略］ 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第三十条の三第一号から第五号まで及び第七号から第十号までに規定する事務 3　法第百四十四条の三十三第一項第三号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 ［一・二　略］ 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第八十五条各号に規定する事務	（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務） **第二条の十**　［同上］ 2　法第百四十四条の三十三第一項第二号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 ［一・二　同上］ 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第三十条の三第一号から第五号まで及び第七号から第十号までに規定する事務 3　法第百四十四条の三十三第一項第三号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 ［一・二　同上］ 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第三十一条の二の二各号に規定する事務
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年五月二十七日から施行する。

○外務省令第十二号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十七日

外務大臣　上川　陽子

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改め、同項第二号中「同条」を「同法第三十条の七第四項」に改める。

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。